

総務文教委員会記録

○開催日時

平成29年9月8日 午前9時58分～午後2時17分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 帶田裕達
副委員長 坂口健太
委員 上野一誠
委員 永山伸一

委員 徳永武次
委員 橋口芳
委員 松澤力

○その他議員（5人）

議員 井上勝博
議員 持原秀行
議員 成川幸太郎

議員 下園政喜
議員 落口久光

○説明のための出席者

総務部長 田代健一
総務課長 平原一洋
秘書室長 鬼塚雅之
文書法制室長 川畑央
財政課長 今井功司
財産活用推進課長 橋口堅
税務課長 道場益男
収納課長 有村辰也
契約検査課長 南忠幸
危機管理監 中村真
防災安全課長 寺田和一
原子力安全対策室長 祁答院欣尚

会計課長 脇園和文

消防局長 新盛和久
次長兼警防課長 福山忠雄
消防総務課長 鶴屋豊文

予防課長 永田稔
通信指令課長 角島栄

教育部長 宮里敏郎
教育総務課長 小原雅彦
学校施設整備室長 上口憲一
学校教育課長 熊野賢一
社会教育課長 十島輝久
文化課長 永里博己
少年自然の家所長 峯満彦
中央図書館長 本野啓三

選挙管理委員会事務局長 森園一春

監査事務局長 火野坂博行
公平委員会事務局長

議会事務局長 田上正洋
議事調査課長 砂岳隆一

○事務局職員

議事調査課 砂岳隆一

主幹兼議事グループ長 久米道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第101号 財産の取得について	消 防 総 務 課
議案第102号 財産の取得について	警 防 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	予 防 課 通 信 指 令 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) 中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家
議案第99号 東郷学園義務教育学校管理中学校棟新築（建築）工事請負契約の締結について	教 育 総 務 課
議案第100号 東郷学園義務教育学校小学校棟新築（建築）工事請負契約の締結について	学 校 施 設 整 備 室
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	学 校 教 育 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	秘 書 室
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	収 納 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	原子力安全対策室
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選挙管理委員会事務局
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	会 計 課
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	公平委員会事務局
議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、2名からの傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第101号―議案第102号

○委員長（帯田裕達）まず、議案第101号及び議案第102号の議案2件を一括議題とします。

これらの議案については、いずれも更新のため、消防車両を取得しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、議案第101号について御説明いたします。なお、議会資料で御説明申し上げますので、議会資料の1ページをお開きください。

現在、中央消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車の更新整備のため財産を取得するものでございます。財産の名称は、水槽付消防ポンプ自動車で数量は1台、取得価格、相手方については記載のとおりでございます。

（5）の財産概要をごらんください。

シャシ、4輪駆動で消防用シャシ、ダブルキャブ型でございます。排気量は5,123cc、乗車定員は6名となっております。

その他としまして、A-2級高圧2段バランスタービンポンプで、車両後部に塩害に強いステンレス製の2,000リットルの水槽を整備しております。

また、一番下の車両の側面の写真をごらんください。

平成26年度に更新整備した南部分署の車両です。今回更新する車両は、中央部の計器、タイヤ上部のボックス、それから、後部吸管的部分がオールシャッタータイプになります。ステップ、架台部分がボックス式となり、従来の車両よりも資機材を多く収納ができ、車外への資機材の落下防止、シャッターを施錠することで盗難防止にもなります。

また、吸管につきましては、写真のとおり、両側後部に各1本を渦巻き状にして収納していましたが、今回の車両は水槽前部に吸管1本を車内の中央部に横向きに設置し、電動巻取り式とし、左右どちらからでも引き出せる構造とし、吸管1本で対応できるようになります。また、吸管があった両側後部については、資機材収納ボックスとして活用したいと考えております。

また、車両最後部をすみ切り、角をとることでオーバーハング対策を施すとしております。また、キャビン天井部にLEDの照明装置を設置します。あわせて、今までは後部だけにカメラを設置していましたが、接触事故防止対策として左右側にも設置することとしております。

なお、納期につきましては、平成30年3月中旬を予定しております。

以上で、議案第101号についての説明を終わります。

引き続き、議案第102号について御説明申し上げます。

同じく議会資料で御説明申し上げますので、議会資料の2ページをお開きください。

現在、樋脇北分団岩下部、市比野南分団藤本部、副田分団二部及び大馬越分団大馬越部に配備してある小型動力ポンプ普通積載車の更新整備のため財産を取得するものでございます。

財産の名称は、小型動力ポンプ普通積載車で、数量は4台で、取得価格及び相手方につきましては記載のとおりでございます。

（5）の財産概要をごらんください。

シャシ、4輪駆動で消防用シャシ、ダブルキャブ型でございます。排気量は2,982cc、乗車定員は6名となっております。

その他としまして、後部に小型動力ポンプを積

載するための小型動力ポンプ積載装置を初め、消防ホース等の資機材を収納できる構造とするものでございます。

なお、納期につきましては、平成30年3月中旬を予定しております。

以上で、議案第102号についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳）この車、乗車が6名ということになっているんですけど、通常大体何人ぐらい・・・。

○消防総務課長（鶴屋豊文）乗車定員については、通常は3名から4名で出動するようにしている。

○委員（橋口 芳）わかりました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

○委員（徳永武次）更新ですから、もともと古いがあるはずですよ。これはもうほとんど廃車ですか、それとも下取りとか、そういうのがあるんですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）現在、中央署に配備しておりますタンク車につきましては、更新した場合は性能前の予備車と比べて、性能がよければ予備車として残すことになります。

○委員（徳永武次）分団の102号のほうのそれはどうなるんですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）これにつきましては、この4台の今の状況を比べて、前の予備車等と比較しながら、性能のいいものについては予備車として、車検とか、そういうものの代替として使っていくことになります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

まず、議案第101号について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の消防局所管分について、御説明をいたします。

資料につきましては予算に関する説明書、第2回補正の53ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費では、補正額115万1,000円の減額で、内容といたしまして右側説明欄になりますが、常備一般管理費の事項で、職員の異動等によります給料及び職員手当等の減額並びに共済費及び臨時職員雇上料の増額でございます。

また、1項2目非常備消防費では、補正額273万円の増額で、内容といたしまして右側説明欄になりますが、非常備消防一般管理の事項で、消防伝統文化保存事業として火災予防の啓発、消防団活動の活性化及び入団促進のため、消防出初め式やイベント等で木遣り唄やはしご乗りを実施

しすることにしており、そのために必要なはしごとび、衣装等に係る経費の増額でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして、一括して御説明申し上げます。

委員会資料を御準備ください。

それでは、1ページになります。

1ページは、防災研修センター等を活用しまして、予防課で実施しました2事業について掲載しております。

まず、1の土石流災害写真展について、平成9年7月に出水市針原地区で発生しました大規模な土石流災害から20年目を迎えた本年7月に、土砂災害の危険性等を再認識していただくため、出水市消防本部の協力をいただきまして、土石流災害の写真展を防災研修センターで実施し、19日間で467人の方々に来庁していただきました。

次に、2の初期消火選手権について、子どもたちへの防火教育の充実を図るため、小・中学生を対象に防災研修センターの消火体験施設を活用し、水消火器を使った消火の時間を競う初期消火選手権を実施いたしました。参加者は88人で、市内の企業から協力をいただきました賞品につきまして、小学生低学年・高学年及び中学生の各部の上位3人に対し賞品を贈呈したところでございます。

資料は2ページになります。

3の消防体験サマースクールについて、小学5・6年生を対象に消防体験型のスクールとして

中央消防署で初めて開催し、火災発生のメカニズム、燃焼実験でございますが、あるいは、危険予知訓練、地震体験型学習等を行い、防火意識の向上につながったものと思っております。

4の一般消防協力者表彰につきまして、本年8月30日に宮里町の株式会社パーツ精工鹿児島工場に隣接する休耕田で発生した枯草火災において、同工場の社員の方が火災を発見し、119番通報と同時に社員12名で自社工場に設置してあります屋内・屋外消火栓を活用し、迅速、的確な初期消火を行い、消防隊到着前に火災を鎮圧し延焼を防止したものでございます。

資料は3ページになります。

5の防災研修センターの利用状況につきまして、開館から8月末現在で、2万1,932人の方々に利用いただいております。来庁された方々の市内外及び年代別は資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き周知広報に努めるとともに、防災研修センターでの各種イベントを積極的に開催し、市民の方々の防火・防災意識の向上を図ってまいります。

6の自主防災組織等の訓練状況につきまして、6月から8月までに22の地域・自治会で500人の方々が参加し実施されております。1月から8月末現在では54回で1,426人の参加となります。

資料は4ページになります。

7の各消防署の見学につきまして、小学校の社会科見学の6校を初め、591人の方々が各署に見学に訪れていただいております。

下段8の消防救助技術大会につきまして、8月23日に宮城県の宮城県総合運動公園において、第46回全国消防救助技術大会が開催され、本市からは団体種目で九州代表といたしまして障害突破に1チーム、個人種目で鹿児島県代表としましてはしご登はんにより1人参加しております。結果につきましては、障害突破が22チーム中第10位、はしご登はんが51人中第9位でいずれも入賞しております。

資料は5ページになります。

9の各種訓練等について、(1)の川内原子力発電所資機材研修につきましては、発電所構内に配備してあります消防資機材等について、西部消防署において取扱訓練等を行い、情報共有を図っ

たところでございます。

(2) の耐暑訓練は炎天下の苛酷な現場環境を想定し、体力の練成と自己能力を把握することを目的に各署において耐暑訓練を実施しております。資料は6ページになります。

10の消防団の活動状況等につきまして、(1)の団員研修は、消防団と消防署の連携を目的に、中央消防署におきまして安全管理、ポンプ運用等について東郷方面隊と研修会を実施しており、今後も引き続き各大隊・方面隊と調整しながら実施してまいります。

(2)の下甕大隊と航空自衛隊下甕島分屯基地との合同訓練は、下甕島分屯基地との消火活動に関する協定に基づき、火災発生時に消防との緊密な連携を図ることを目的に、自衛隊、消防団及び分駐所で合同訓練を実施いたしました。

続きまして7ページになります。

11の火災、救急の発生状況について、8月末現在の状況を御説明申し上げます。

まず、(1)の表になりますが、8月末現在、火災は50件発生し、対前年と比較し18件の増、火災損害額は4,154万8,000円で2,423万4,000円の増、救急は2,938件で11件の増となっております。

(1)の右側の小さい表になりますが、火災の死者が現在4名で、うち3名の方がごみ焼き、枯草焼き等の着衣着火により亡くなられているところでございます。

地域別・月別の火災、救急の状況につきましては、(2)から(5)の表に記載のとおりでございます。

火災の種別では、昨年と比較し建物火災が6件、林野火災が5件、その他火災が7件といずれも増加しております。

また、建物火災では、損害額の多い火災が昨年より多く発生しており、火災損害額の増につながっているところでございます。

救急の種別では、急病、一般負傷、転院搬送が多数を占めており、件数は昨年とほぼ同様となっております。

また、熱中症の関係では、5月から8月末までで97人の方を搬送しており、昨年と比較し15人の減となっているところでございます。

(5)の表の下段に記載しておりますドクター

ヘリにつきまして、8月末までに58回要請しております。括弧書きで記載してございますが、うち18回が天候不良、重複要請、あるいは、救急隊が現場へ到着後のキャンセルとなっているところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。

○委員長(帯田裕達) ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(橋口 芳) いろいろな体験学習を動かしてもらってありがたいことなんですけれども、この消防訓練、子どもたちを対象にした、子どもたちは何年生ぐらいからを対象にしているのか。

○予防課長(永田 稔) 子どもですか、小学校1年生から中学校3年生までです。

○委員(橋口 芳) 小学校の1年生が消火器を持って消火するより避難のほうが先だと思うんですけど、消火訓練でこういう、やっぱり対象は上のほうに持ってきて、逃げるほうに下学年のほうは持ってきたほうが、消せるんだと思って、やけに自信を持って、実際現場でそういうことをやったら焼け死んでしまうことがあると思うんですけど、訓練の仕方として、体力がない、逃げないといけない子どもたちと、それから、できる子どもたちというふうな対象を絞って指導したほうがいいんじゃないかと思うんですけど。どんなものでしょう。

○予防課長(永田 稔) その低学年の子どもたちには、この消火器の取り扱い、火災が発生した場合には、君たちは消火ができないから避難なさいと、そういったことは注意をしております。ただ、この目的が火災予防に対して知識を、興味を持っていただいて、防火に、火遊びしないとか、そういった知識を植えつけるためにもこの消火器予備隊をやっているんですけども、そこは十分指導はしておりますので、大丈夫かなと思っております。

○委員(橋口 芳) なるべく子どもたちが焼け死んだりしないような指導の仕方をしていただきたいと思うんですが、一応それはそれで終わりたいと思います。

あと、情報共有のことで、訓練を原子力発電所と定期的にやっておられるかどうか。どんなもの

ですか。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄） 原子力発電所につきましては、今現在、専属の自衛消防隊がごいます。専属の消防隊につきましては、西部消防署のほうで定期的に訓練は行っております。あと、発電所構内の消防訓練であったりとか、それもちょうど定期的に行っておりまして、情報の共有を図っているところでございます。

○委員（橋口 芳） もう一回お願いします。定期的にこの訓練はやっているんですか。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄） はい、やっております。定期的に訓練をやっております。

○委員（橋口 芳） それと、救助技術訓練をやっているんですが、やっておられるということなんです、あの訓練をされる方々にはそれなりの時間外手当とか、そういうのはやっておられるんですか。それとも、サービス残業をさせながら訓練をさせているのかどうか。時間外を確実にやっているのか。

○消防総務課長（鶴屋豊文） この訓練に対しましては、県大会出場、それから、九州大会出場、全国大会という期間がありますので、その期間ごとに時間外を想定して、必ず時間外をやっているところでございます。

○委員（橋口 芳） 私がいたころはそういうふうに必ずやるといったことはなかったような気がするんですけど、言葉だけじゃなくて、実際、やっている人たちにはちゃんと手当を出すようにしてもらわんと、今度はやる気がなくなってきたりするということもありますので、そこはちゃんと考えて、幹部の方々、各所々の幹部の方々考えてやっていただきたいと思います。お金は少ないんでしょうけど。

それと、これには関係ないんですけど、いいですか。消防団員の出動手当についてなんですけど、どんな内容が、システムになっているのか、消防団員の出動させる、そういうことから含めて、どんなやり方をされているんですか。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄） 申しわけございません、どんなやり方というのは具体的にどのように申して。

○委員（橋口 芳） 一応、火災を確認してから消防署はもう出るんでしょうけど、消防団員の方々にはどんな周知の仕方をされているのかとい

うことです。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄） 火災につきましてはメールがごいます。メール発信をしまして、通信指令センターのほうから火災出動と同時に各団員の方々にメールを発信しまして、火災をお知らせしております。その中で、建物火災でありましたら、管轄の分団のほうが出るようになっておりまして、該当する分団が車庫に参集して出ていただくというのが今の現状でございます。

○委員（橋口 芳） 団員の方々に要請をした場合、もうその時点で手当がつくようになっているんですか、どんなものですか。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄） 取り決めにしまして、出動というか、建物火災が発生しましたということで、車庫に参集していただくんですが、火災の場合でもぼやであったりとか、消防団が出る前にもう鎮圧、鎮火しましたという場合には報酬は、費用弁償は支払っておりません。

○委員（橋口 芳） 消防団員の方々は仕事をしながら、何かあったら消防活動されるわけなんですけど、要請があれば仕事をやめて現場に行くわけです。現場に行って、ぼややったとかということで手当が出ないということになったら、生活保障がちょっと成り立たなくなっていくんじゃないかと思うんですけど、そういうことも含めて、もう要請して、もし出て、現場に行っていたら手当を出すような、それぐらいの消防団員の方々を思うのも大事じゃないかと思うんですけど、今後検討していただくわけにはいきませんか。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄） まず、段階的に申し上げると、先ほど言いましたとおり、メールを発信しまして団員の方々が参集に入ります。現場に来る前に、車庫に来たときとか、あるいは、出ようとしたときに、鎮圧、鎮火で入ってくるとか、あるいは、今現在は消防団が現着したと同時に、済みません、常備の消防が現着したと同時に、現場から情報をいただきまして、これで消防団の応援の必要があるかというのを確認しまして、なければその時点ですぐにメールを入れまして、現在、今回の火災は消防団の出動は必要ありませんということでメールを流します。委員がおっしゃいましたとおり、現場に来られた場合、当然、現場に来られて活動した場合には費用弁償を出しますし、内容によって、おっしゃったとお

り、現場に来て、撤収であったり、そういう活動があった場合には費用弁償を出すということで取り決めをしているところでございます。

○委員長（帯田裕達）橋口委員、もう今度までにしてください。

○委員（橋口 芳）ここまでにします。現場で活動するかせんでそうなんですか、それとも、現場について、これはぼやだったということで帰った場合、それにはつかないということなんですか。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄）あくまでも活動があった場合ということで、現在行っているところです。

○委員（上野一誠）意見、要望になるかもしれませんが。

いろいろ隊員の方々の技術向上を含めて、いろんな大会等も参加され、あるいは、子どもたち、小中学校の子どもたちがやれこういう防災にかかわる一つの認識を持っていく、そういうことは大変大事なことだというふうに思います。

さっきはいろいろと原発を含めて連携をとりながら、一応御報告をいただいたんですが、やはり福岡のああいふ災害というのはいつこの形で来るかという、自然の脅威というのは非常にはかり知れないものがあるので、自主防災組織もそうなんですけど、市民がそういう災害に対する意識改革というのややっぱり常に持っておかなきゃいけないと思います。ですから、そういった意味では、消防局の皆さん方が常に市民に向かい合う中ではいろんな情報提供をしながら更に充実していく。火災予防もそうなんですけど、していくことが求められているというふうに思うので、今後もさらにそういう視点に立って努力をしていただきたい。今所管報告を受けながら、そういうふうに御意見として申し上げておきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）御意見です。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（下園政喜）要望になるかと思うんですが、火災発生状況がメールで流れてきますけれども、四つ項目ありまして……。

○委員長（帯田裕達）下園議員、委員外は要望

はできない。

○議員（下園政喜）済みません。質問します。

火災発生状況のメールが流れてきますが、建物、林野、車両、船舶という四つの名目から外れたやつは全てその他火災になりますけれども、それでいいんですけど、その後ろに何かちょっとした格好で何が燃えたというのがわかれば、メールが来たときにすぐ判断ができるんです。何が燃えたんだろうかといつも考えるんですけども、できないでしょうか。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄）最初、先ほど申し上げましたとおり、出勤時にメールが流れるんですけども、そのときは通報の内容によりますけれども、定文がございまして、今おっしゃいました、建物であったり、車両であったりということで流しております。その他ということで出勤をかけます。現場に行ったら何が燃えているとはっきりわかりましたら、今、御意見があったとおり、見られる方が何が燃えたか、当然疑問というか、心配されると思いますので、そこはまた通信司令官のほうと協議をしまして、そこにまたその他火災で何が燃えてというのが入れられるようであれば、そこはまた検討させていただきたいと考えております。

○議員（落口久光）7ページ目の火災の発生の件なんですけど、昨年は件数が少なかったということなので、この前年比が上がるということもあるかなと思いながら、中間の段階で結構ふえているんですけど、特に住宅火災で今までと違う傾向の火災が多いのか、もしくは、そうでないのかということもあるんですけど、あとそれと、住宅についての煙感知器とか火災報知機がある、ないとか、やっぱりそういう傾向めいたものというのがあれば教えていただきたいんですけど。

○予防課長（永田 稔）件数はふえているんですけども、建物火災で特に発生原因が特異なこととはありません。

住宅火災警報器が市内ほとんどついているんですけども、鳴動している場合もあるし、鳴動していない場合もある。鳴動していないというのがわからないと、そんなとき、鳴っていたか、いないか、そこに火災が発生したときに住民の方がおられていた場合には鳴っていたか、鳴っていないか、はっきりそれはわかるんですけども、発生

したときにいなかったというときにはそのベルが鳴ったのか、鳴らなかったのかというのは不明なことは当然あります。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。
以上で、消防局を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、社会教育課の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（十島輝久）議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算について、説明をいたします。

予算に関する説明書の58ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の518万1,000円の増額につきましては、4月の人事異動に伴います職員給与費等の調整でございます。

同じく3目公民館費の77万3,000円の減額につきましても、同様に職員給与費等の調整によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明はありますか。

○社会教育課長（十島輝久）ありません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（帯田裕達）次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三）中央図書館でございます。

中央図書館の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の58ページをお開きください。

10款5項4目図書館費の171万5,000円の増額につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費及び嘱託員の費用弁償の調整でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳）図書館費171万5,000円ということなんですが、具体的に何が上がったんですか。職員の給料が上がったんですか。

○中央図書館長（本野啓三）4月の時点では、職員の人事異動でどういう職員が配置になるかわからないんですが、人事異動によって職員が確定します、その職員の給与費等によって当然この職員給与費の調整が出てくるものであります。

○委員（橋口 芳）職員一人当たり100万円、前の職員とは違ったということですか。

○中央図書館長（本野啓三）そういうわけでは

ございませんで、当然、4月の異動では、年齢的に若い職員、それから、結構年がいった職員おりますので、そこの4月の時点では確定ができなくて、結果的には結構年の職員が残ったということになるんじゃないかと思っております。

○委員（橋口 芳）年齢的に年とった人が残ったものだから、給料も上がったということになるということですね。結局、前の職員が若かったということですね。わかりました。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明はありますか。

○中央図書館長（本野啓三）今回は特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（帯田裕達）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました、議案第109号を議題とします。

当局の補足説明をお願いします。

○少年自然の家所長（峯 満彦）予算に関する説明書58ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費、減額補正内訳でございますが、4月の人事異動に伴う人件費関

係の調整分、次に、59ページをごらんください。

18節備品購入費で電気陶芸窯の更新購入が134万円の増でございます。したがって、人件費関係と備品購入費、合わせて1,289万3,000円の減となります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳）少年自然の家には、泊まり込んで、研修したりするということですね。収入的にはどんな内容なものでしょうか。

○委員長（帯田裕達）橋口委員、今予算のことです。

○委員（橋口 芳）ごめんなさい。

○委員長（帯田裕達）質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

○委員（上野一誠）小さな質問で済みません。

委員等の報酬というのは、この時点であげてこられるという、補正であげるという捉え方は何ですか。

○少年自然の家所長（峯 満彦）少年自然の家職員4人の転出がございまして、4月、3月末の時点で2名の転入ということで、2名減となりました。1名は養護教諭が年数が長かったものですから、来年度あたり転出が予想されるということで、嘱託の委員報酬を1名は予算の中に、新規予算の中に入れてございました。もう1名分は職員分、新規予算の中には計上してございませんでしたので、4月の段階で、減がはっきりした段階でまた補正を一人、嘱託員分をあげたということになるところでございます。

○委員（上野一誠）それと、備品購入ですけど、この電気窯は理解するんですが、これは当初からの計画はなかったんですか。

○少年自然の家所長（峯 満彦）この陶芸ですが、非常に一般市民の方にも、また、宿泊学習等でも利用されてくださる陶芸窯なんです、4月の末に急に外部的にはちょっともうぼろぼろに何十年にもなりますので我慢して使っていたところなんです、温度調整のセンサーが壊れてしまっていて、そこで見積もりをしていただいたら、こういうところになったと。もう新規購入が望ましいということをお願いをしたところでございます。

○委員（上野一誠）一応備品購入ですので、当初から予定があるのであればという理解で、当初に出しておけばいいのになと思いつながら、なぜ補正になったかというのがちょっとわからなかったもので。内容は理解しました。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）それでは、別紙、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

まずは、本年度7月23日に挙行いたしました、開所30周年記念式典におきまして、帯田委員長を初め、多数の総務文教委員の皆様にも御臨席を賜りました。この場をかりてお礼を申し上げます。ここで、30周年を迎えた本施設利用者数の状況等を報告させていただきます。

昭和62年の7月に開所いたしまして、本年4月に利用者累計100万人を達成したところでございます。開所2年目は年間2万8,000人台であった利用者数が、現在では延べ年間利用者目標数を3万6,000人に設定できるところまでとなり、昨年度は初の4万人台となる過去最高の4万1,000人に利用をしていただいたところでございます。

利用者の状況等でございますが、主催事業関係が伸びており、親子で楽しめるフェスタ等の人気が高く、また一般成人向けの事業なども平成27年度に条例改正を行った効果もあり、常に定員を上回る希望がある状況でございます。

また、一般成人向け事業、てらやまんち森の学校シリーズを始めとする3本の事業を介護予防元気度アップ事業の対象とし、幅広い年齢層の市民の皆様楽しんでいただいております。

前回の委員会で報告させていただきました夏のアドベンチャーでございますが、今回は台風5号の影響で1泊2日の日程と変更し、自然の家で行

いました。参加者は2日間の内容に精いっぱい取り組み達成感を感じてくれたようです。今回もそうでしたが、夏冬ともに毎年、定員を上回る参加希望があるところです。

今後の取り組みとしまして、開所以来の目的である青少年の健全育成はもちろんのこと、魅力あるプログラムの開発に努め、一般成人の方々にもてらやまんちに行ってみようと気軽に利用していただけるように努めていきたいと考えております。

また、社会教育課を始めとする関係各課と連携し、住みやすい町、薩摩川内に少しでも貢献できるよう、広報薩摩川内を初め、さまざまな広報媒体を活用し、身近な施設であることをアピールしていきたいと考えます。

最後に、児童生徒数の減少はございますが、年間3万8,000人を目標として今後運営努力を続けていく所存でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（徳永武次）利用者数は非常に伸びているということなんですけど、冬季と夏季が大分違うんじゃないですか。これはどうなんですか。

○少年自然の家所長（峯 満彦）委員おっしゃるとおり、4、5、6、7が小中学校、高校、宿泊学習がまずそこに、1学期に結構集中いたしまして、7月までの段階で2万5,000ぐらいあがるところが実情でございます。子どもの日のフェスタも1学期にございますので、やはり課題といったしまして、冬季の閑散期にいかに来ていただくか、また、要請をいただいて、いかに出張指導、出前授業ができるかというのが実際課題でございます。

○委員（徳永武次）今、所長が言われたように、冬季にはイベント、そういうことの計画をきちっと見直していけたら、まだまだやっぱり3万8,000じゃなくて、4万5,000とか、非常に上がってくるんじゃないかと、こう思っておりますので、期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第99号—議案第100号

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第99号及び議案第100号を一括議題とします。

これらの議案は東郷学園義務教育学校管理中学校棟及び小学校棟の新築工事請負契約の締結にかかわるもので、関連がありますので一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○学校施設整備室長（上口憲一）学校施設委整備室でございます。

議案第99号及び議案第100号につきまして一括で御説明いたします。

議案つづり、その1の99-1ページをお開きください。

議案第99号東郷学園義務教育学校管理中学校棟新築（建築）工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

提案理由につきましては、さきの本会議で部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

今回、締結したい契約の内容につきましては、契約の目的は、東郷学園義務教育学校管理中学校棟（新築）工事でございます。

契約の方法は総合評価一般競争入札による契約でございます。これは、工事価格のほかに簡易な施工計画、技術者の能力、地域貢献、企業の施工能力等を評価し、総合的に落札者を決定するものであります。

契約金額は5億9,054万4,000円であります。

契約の相手方は、植村・田島・山之内特定建設工事共同企業体であり、代表者が鹿児島市伊敷5丁目9番8号の株式会社植村組、代表取締役、

桑原宏志氏で、構成員が株式会社田島組及び株式会社山之内建設でございます。

99-2ページをお開きください。

参考といたしまして、4の施設内容ですが、構造が鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積が3,102.2平方メートル、工期は、市議会の議決の日から平成30年11月30日までの約14カ月間を予定しております。

次のページをごらんください。

左側が今回、建設予定の東郷学園義務学校の位置図で、東郷地域の市街地から北へ約500メートルの位置にあり、海拔32メートルの高台となっております。

また、右側が建物の配置図で、中央付近の網掛けした部分が今回、契約予定の管理中学校棟であります。

次のページをお開きください。

1階の平面図であります。上の方の交流スペースの左側が児童生徒の玄関となり、小学生は交流スペースを通して、右側に予定しています小学校棟へ、また、中学生は同じ玄関から交流スペースを通して階段で2階の教室へ進むことになります。

また、1階につきましては、小中共用の図書室・職員室、その他事務室・会議室・校長室・保健室等が主なものであります。

次のページをお開きください。

2階平面図となっております。

南側に中学校の普通教室が1学年2クラスの6教室、特別支援教室が2教室、その他、小中共用のコンピュータ室、多目的に使用が可能な英語指導室及び少人数の学習室となっております。

次のページから立面図となっておりますが、上段が南立面図で、1階部分が職員室などの管理諸室及び2階部分が中学校の普通教室となり、屋上には太陽光発電を備える予定であります。

また、下段が東側立面図でございます。

次のページをお開きください。

上段が北側立面図、また下段が西側立面図で、1階の左側が児童生徒及び来校者の玄関となります。

続きまして、議案つづり、その1の100-1ページをお開きください。

議案第100号東郷学園義務教育学校小学校棟新築（建築）工事請負契約の締結について、御説

明申し上げます。

今回、締結したい契約の内容につきましては、契約の目的は東郷学園義務教育学校小学校棟（新築）工事。

契約の方法は、総合評価一般競争入札による契約でございます。

契約金額は 4 億 6,440 万円であります。

契約の相手方は、鹿越・中池・誠特定建設工事共同企業体であり、代表者が薩摩川内市小倉町 420 番地 1 の株式会社鹿越、代表取締役、上江川知美氏で、構成員が株式会社中池組及び株式会社誠建設であります。

100-2 ページをお開きください。

参考といたしまして、4 の施設内容ですが、構造が木造平家建て、一部鉄筋コンクリート造、延べ床面積が 1,907.06 平方メートル、工期は、市議会の議決の日から平成 30 年 1 月 30 日までの約 14 カ月間を予定しております。

次のページをごらんください。

左側、位置図につきましては説明は省略いたします。右側が建物の配置図であり、中央の網掛けした部分が小学校棟の建物であり、3 棟からなる木造校舎となっております。南側が小学 1 年生、中央が 2、3 年生、北側が 4 年、5 年、6 年生となっております。

次のページをお開きください。

小学校棟、1 年生教室の平面図で、普通教室が 2 クラス、そのほかに特別支援教室やワークスペース及びトイレ等となり、ほかの学年とは廊下及び図書コーナーでつながっております。

次のページをお開きください。

小学校棟、2 年、3 年生教室の平面図で、普通教室の他に、ワークスペース及びトイレ等となっております。

次のページをお開きください。

小学校棟、4 年、5 年、6 年生教室の平面図で、普通教室のほかに多目的教室及びトイレ等となっております。

次のページからが立面図でございますが、小学 1 年生の立面図です。上段が南側立面図、下段が北側立面図で、天窗を採用し、自然の光を取り入れる設計となっております。

次のページが 2 年、3 年生教室の立面図でございます。

次のページが小学校 4 年、5 年、6 年生教室の立面図です。

次のページから廊下の立面図であり、各教室をつなぐ図書コーナーにつきましては、防火上の問題から鉄筋コンクリート造となっております。

次に議会資料の 1 ページ及び 2 ページにつきまして御説明いたします。

議会資料をごらんいただきたいと思います。

1 の事業概要ですが、小中一貫教育を効果的に進めるために、平成 31 年 4 月の開校に向けて整備を進めている東郷学園義務教育学校の管理中学校棟及び小学校棟を新築するものであります。

2 の施設内容につきましては省略いたします。

3 の整備スケジュールにつきまして、御説明いたします。

現在、平成 29 年度でございますが、今回の 9 月議会で御審議いただいております管理中学校棟及び小学校棟の契約を、また 12 月議会では、特別教室棟及び屋内運動場の契約議案を上程予定としております。

そのほか、校舎及び屋内運動場の電気設備、機械設備の契約等を予定しております。

また、平成 30 年度がプール建設及びグラウンド整備を予定しているところでございます。

以上で、議案及び議会資料の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がございましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳） この小中学校の東郷学園なんですけれども、どこか参考にされて、こういうシステムをされているのかということと、それから、エアコンなんかの設置はどうなっているのか、それを教えていただきたいと思います。

○学校施設整備室長（上口憲一） 施設の参考という質問でございますけど、鹿児島県内では、坊津学園の小中一貫校を。それと、あと九州管内、福岡、そういうところの施設を研修させていただき、参考とさせていただいております。

それと、2 点目のエアコン設置でございますけど、現在の契約とはちょっと違うんですけど、現在予定しています教室につきましては、コンピュータ室、それと図書室、それと管理所室につきましては、職員室、それに校長室、保健室、事務室等を予定しているところでございます。

○委員（橋口 芳）できれば、普通教室にも検討していただいて、子どもたちが教育環境をばっちりな状況の中で、勉強できるように、お手本となるようなそういうシステム、施設づくりを考えていただきたいと思います。

○学校施設整備室長（上口憲一）今回、一般質問でも橋口委員を初め、3名の方から御質問いただいているところでございます。これにつきましては、教育長の答弁もございましたとおり、地球温暖化等で大分温度も上がっておりますので、検討するということですので、当学園につきましても、検討はしていきたいと思います。

○委員（橋口 芳）その検討とする場合のやり方はどんなやり方をされるつもりでおられるんですか。具体的に、いつごろからされるのか、教えていただきたいと思います。

○学校施設整備室長（上口憲一）空調機の設置につきましては、多額の費用がかかりますので、国の補助制度等を今検討しているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

○委員（徳永武次）教えてください。中学校の鉄筋はわかるんですが、小学校の木造、これは耐久年数はどのくらいで見ておられるんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）大体いろんな国の標準等がございますけど、大体木造の場合は、35年から40年と言われておりますけど、現在、最近いろんな建設資材の仕様も上がっておりますので、それ以上はやっぱり持たせたいということで考えております。

○委員（徳永武次）大体の目安は。

○学校施設整備室長（上口憲一）あとの手入れ次第もございます。やっぱり屋根とか外壁とかございますので、そういうのをやっぱり丁寧に、これから何年かおきにしていけば、おおよそやっぱり45年とか50年ぐらいは持つ可能性はあると思います。

○委員（徳永武次）はいわかりました。私も、確かどこでしたか、秋田かどこかあっちで木造見てきたんですけど、今言われるとおり、非常にこのメンテナンスといいますね、そこらあたりにある程度の費用は要するというのは覚悟しとかなきゃと思うんですよ。

それともう1点だけ。せっかくですから、トイ

レはどんなふうになっているんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）トイレにつきましては、今回それぞれ、もちろん小学校と中学校とそれぞれ教室の近くに設置しておるんですけど、最近の洋式化が家庭でも一般的になっておりますので、割合的には8割程度は洋式を考えているところでございます。

○委員（徳永武次）温水便座とかその辺は全く考えてないんですか。洋式はわかります。

○学校施設整備室長（上口憲一）浄化槽を備えた本水洗でございます。

○委員（橋口 芳）この東郷学園について、こういう学園にして、いい面、悪い面あって、いいからこういう学園をされると思うんですけど、いい面、悪い面、よかったら教えていただければ。

○委員（永山伸一）この2件の工事請負契約、契約自体については、異議はございません。本当に、工期内におさまるように、順調な工事を願いたいところです。

全体で、JV6社で10億円を超える工事です。工期も14カ月というふうに限られてます。その後また平成30年になると、もう平成29年の途中からまたさっきありましたように、機械工事とか、どんどん工事が入ってきて、平成30年になると、ポールとか外構とかどんどん工事が集中するわけですね。そうしたときに、心配するのは、やっぱり工事の事故、やっぱりそこら辺が災害が起らないようなことも十分当局としては配慮していただきたいということと、あと、言いましたように、6社を超える事業者がどんどん入ってくるわけですね。平成29年、30年、2年間にわたって。ということは、やっぱりあそこら辺通学路にもなってますし、工事車両等による交通事故等にも、当局側としては、十分配慮していただきたいということを意見として申し上げておきます。

○学校施設整備室長（上口憲一）事故の問題につきましては、現在、東郷学園につきましては、業者でつくります東郷学園安全協議会というのをつくっております。その中で、たくさんの業者が入ってきますので、それぞれが各所で注意するようなこと、いろんな問題点を挙げながら、安全には心がけていきたいというふうに考えております。

それと、通学路の問題等でございますが、これにつきましても、今回、入札が総合評価方式とい

うことで、その中でも、こちらから業者に提案を求めています。通学路のそういう安全はどうするかということ、そういうところにつきましても、業者からも、こういう方法ですとか、提案いただいておりますので、十分気をつけていきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

まず、議案第99号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第100号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）議案第109号の

平成29年度一般会計補正予算について、教育総務課分について、御説明申し上げます。

予算に関する説明書の54ページをお開きください。

歳出につきまして、10款1項2目事務局費、事項、事務局管理費につきまして、980万8,000円減額補正するもので、内訳といたしましては、委員等報酬は、幼稚園教諭嘱託員の応募が少なく、定数に満たなかったため、園児の安全確保のため、やむなく行政事務嘱託員を雇用したことから、予算に不足が生じその分の増額をお願いするもので、給与費等は4月の人事異動に伴う職員給与費等の補正、費用弁償は嘱託員の通勤手当の相当額の確定によるものであります。

次に、4目教職員住宅管理費、事項、教職員住宅管理費について、288万円増額補正するもので、3月閉校いたしました東郷4小学校の教職員住宅のうち、山田小2棟、南瀬小1棟、藤川小1棟を市営住宅として再利用するために内装等の修繕が必要であり、それに要する費用をお願いするものであります。

55ページをお開きください。

次に、2項1目小学校管理費、事項、小学校管理費につきまして、756万3,000円減額補正するもので、給与費等の人件費は、4月の人事異動に伴う給与費等の補正が主なもので、費用弁償は嘱託員の通勤手当相当額の確定によるもので、備品購入費は、水引地区在住の方から、水引小の子どもたちの図書購入に活用してほしいとの寄附がございまして、備品購入費3万円を計上したものであります。

次に、2目小学校教育振興費、事項、小学校扶助費について、1,378万7,000円の増額補正で、主なものは、経済的理由により、就学困難な児童に対する学用品・学校給食費等の就学援助による分の増額であります。

これにつきましては、この後、別添資料によりまして、中学校扶助費と合わせて、詳細を最後に説明をさせていただきます。

次に、56ページをお開きください。

3項1目中学校管理費、事項、中学校管理費について、1,107万1,000円の増額補正は、職員手当等の人件費は、4月の人事異動に伴う給与費等の増額補正が主なもので、費用弁償は嘱託

員の通勤手当相当額の確定によるものであります。備品購入費は、水引地区在住の方から、水引中の生徒たちの図書購入に活用してほしいとの寄附3万円と、水引中が読書活動の啓発・推進のために、公益財団法人日本教育公務員弘済会に図書購入の10万円の助成金が採択されたことに伴い、図書を購入するための経費であります。

次に、2目中学校教育振興費、事項、中学校扶助費について、420万7,000円の増額補正で、主なものは、経済的理由により、就学困難な生徒に対する学用品・学校給食費等の就学援助による分の増額であります。

次に、57ページをお開きください。

4項1目幼稚園管理費、事項、幼稚園管理費について、184万3,000円の増額補正は、給与費等の人件費は、4月の人事異動に伴う給与費等の補正が主なもので、一般賃金は、幼稚園教諭嘱託員の応募が当初少なく、幼稚園教諭嘱託員の補助をする幼稚園補助員分に不足が生じ増額するものであります。

続きまして、歳入につきまして、予算に関する説明書の15ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄付金、1節教育費寄付金の小学校費寄付金と中学校費寄付金は、歳出でも説明いたしましたとおり、水引地区在住の方による水引小中学校の児童生徒のための寄附をいただいたものであります。

次に、18ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入、日本教育公務員弘済会読書活動啓発・推進助成金の10万円は、水引中学校の読書活動の啓発推進に関する助成金であります。

関連がありますので、教育委員会資料の説明をしてよろしいでしょうか。

教育委員会資料の2ページをお開きください。

就学援助費の補正予算につきましてであります。

背景といたしまして、四角で囲ってあります上段のほう、ことし1月、要保護児童生徒の新入学用品費の単価改定の通知が国よりありましたこと、それから、準要保護児童生徒の単価は、これに準じてきていること、また、新入学用品費の入学前支給につきましては、県議会でも取り上げられ、県教委からの要請により、県内19市中約半数が入学前に支給する方向であることで、このたび、

補正要求することです。

このたび、この補正要求する事項といたしましては、2段目の四角囲み、3項目ありますが、

(1) 新入学用品費の単価改定に伴い、ことし入学した、児童生徒に一旦支給しました新入学用品費に、改定に伴う差額分を追加する分、それから、

(2) で来年4月に中学校に入学する、小学6年生に対し、入学前の来年3月に支給する新入学用品費、(3) で準要保護児童生徒の申し込みが当初よりも増加する。そういうことから、それに伴う措置であります。

内訳として、その下、計算をしておりますが、

(1) で新入学用品費の単価改定に伴うもので、改定する単価は、表にあります、中ほどにありますが、改定単価として表示してありますが、結果、差額、表の右側ですが、小学校で2万130円の増額、中学校で2万3,850円の増額であります。表の下に、積算をしておりますが、合計で244人分の536万1,840円の増額、それから、(2) で小学6年生に来年3月支給する中学校入学前の新入学用品費134人分、635万1,600円の増額、そして、(3) として、準要保護児童生徒の増加に伴う分で、表の中の平成29年当初の見込み、この表の一番下、1,214人を当初見込んでおったのですが、増加の傾向がちょっと強く見られることから、七、八十人分を増額を見込み、表の右、一番下の1,290人を想定いたしまして、その分の628万円、この分を増額をお願いをするものであります。

以上で、教育総務課分についての説明を終わります。

○学校教育課長(熊野賢一) 学校教育課に係る補正予算の歳出予算について、御説明いたします。

予算に関する説明書の54ページをお開きください。

10款1項5目学校保健費、事項、学校保健体育運営管理費、委託料100万円の減額につきましては、当初予算において市単独事業として、中学校3年生を対象にしたピロリ菌抗体検査料を計上しておりましたが、鹿児島県が高校と高等専門学校1年生を対象にピロリ菌検査を実施したために減額するものでございます。

次に、60ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費（職員給）20万7,000円の増額は、平成29年4月の人事異動に伴う職員給与費等の調整によるものでございます。

以上、学校教育課に係る平成29年度第2回補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳）甌島の幼稚園のことについてちょっとお聞きしたいんですが、離島ということで、へき地手当はつくんですかね。県の職員なんかへき地手当がつくんですけど、市の職員についてはどうなのでしょう。

○委員長（帯田裕達）橋口委員、それは所管事務調査で。

○委員（橋口 芳）入ってたからいいんですよ。

○教育総務課長（小原雅彦）特定手当はつきます。

○委員（橋口 芳）私、消防にいます。出身者については、減額されていたことがあるんですけど、出身者についてのへき地手当はついてるんですかね。こっち出身の人たちが向こうに行く場合だけがついてるとしたら、これはちょっと問題だと思うんです。同じ仕事をしておって、出身地で分けるとするのは、おかしいと思うんですよ。

だから、そういうことをもししてるんだったら、それはもう改善してもらわんと、この予算通したくないですね。どうですか。甌島の出身者については、ついてるんですか。

○教育総務課長（小原雅彦）出身者分については、つけておりません。ついておりません。

○委員（橋口 芳）だから、検討してくださいということを言ってるんです。これは、差別ですよ、一つの。島出身者に対しての差別ですよ。教育関係者が、そんなことをしていいんですか。私は、闘ったことがあるんですよ。消防にいます。改善させたんですよ。だから、そういうことをしないようにしてください。この予算通させられません、私はもう。賛同できません。それは検討してくださいね、これ憲法違反ですよ、こんなことは。出身地で分けるなんて、同じ仕事をしてて。

とんでもないことや。

○総務部長（田代健一）特殊勤務手当についてのお尋ねですので、制度全般について、また総務課のところで改めて、御質問いただければよろしいんですが、概要のみ私のほうで、ここで御説明いたします。

まず、今回の補正予算に当たりましては、特殊勤務手当の変更は行っていないということでございます。

それから、特殊勤務手当につきましては、本土から甌4支所及び上甌と下甌間の異動職員について、原則として、3年間を限度に支給いたしております。それで、甌支所から本土へ異動となりまして、甌支所へ再び異動となった職員も対象としております。

こちらのほうにつきましても、同じく3年を限度として、支給しているところでございます。

○委員（橋口 芳）この3年という考え方は、どういう考え方なんですか。どこから持ってきてるんですか、3年というのは。

○総務部長（田代健一）また、総務課のところで改めて御質問いただけませんか。

○委員（橋口 芳）わかりました。今それはいいでしょう、だけど。何で総務課でする必要が。幼稚園教諭のことを言ってるんですよ。

○総務部長（田代健一）幼稚園教諭のことということですので、教育委員会でお答えいただければよろしいんですけど、今回、ただいま議案となっております補正予算では、特殊勤務手当の補正は行っておりませんので、お願いしているところでございます。

○委員長（帯田裕達）よろしいでしょうか、橋口委員。

○委員（橋口 芳）はい。

○委員（徳永武次）ちょっと教えてください。

就学援助費に、非常に要保護も準要保護もふえてるというのはわかるんですけど、これは、認定の仕方といいますか、これは今どんなふうになっているんですか。

○教育総務課長（小原雅彦）まず、基本的には周知はいろんな広報紙とそれから学校関係者含めて、説明いたします。ですから、それぞれ周知をいたしまして、あとは、御本人が手を挙げる形になります。それで、学校を介して、私どものほう

に申請がありまして、最終的には、申請があつて、審査時点で決裁でもって、認定をするというような形であります。

○委員（徳永武次）非常に増加するのは、いろいろ理由あると思うんですけど、本人の申請、これ所得とかそういうのは、例えば所得証明とかそういうのも入るんですか。

○教育総務課長（小原雅彦）申請をいただいた時点で、もちろん家族構成とか、それから所得なども審査いたします。

基準といたしましては、生活保護費の1.2倍を基準の目安といたしまして、積算いたしまして、認定、非認定の決定をするということでありまして、

○委員（徳永武次）調査はやられてないんですよ。例えば、母子家庭で、父母と一緒に住んでいらっしゃるとか、結構あるような話を聞いてるんですよ。だから、調査はしてないんですよ。

○教育総務課長（小原雅彦）私どもとしては、個別の調査はいたしておりません。学校長を通して、一応学校長の内申をいただいておりますので、学校長はもちろん担任等を通して、実態はわかっておりますので、見えてる範囲かもしれませんが、その中で調査はされていると、認識しております。

○総務部長（田代健一）申しわけございません。先ほど今回補正予算には特地勤務手当含まれてないということで、私のほうで答弁いたしましたけれども、減額のほうが2万7,000円、幼稚園管理費のほうでございましたので、訂正のほうさせていただきますと思います。

それから、3年に限定している分につきましては、過去の組合交渉とも含めた内容になってまいりますので、その課のところで御説明できる分についてはさせていただきますと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○学校教育課長（熊野賢一）総務文教委員会資料の3ページをお開きください。

平成31年度開校予定の東郷学園義務教育学校のソフト面について、改めて御説明したいと思います。

まず、東郷地域において、小学校を一つにして、小中一貫校とする学校再編基本方針に、地域や保護者の理解が得られたことや、現在の小中学校とも、過去に災害に見舞われたことなどを考慮し、新たに高台に校舎を新築し、東郷学園義務教育学校として、平成31年に開校することになっております。

まず、義務教育学校とはどういう学校かといいますと、これまでにありました小学校、中学校とは別に、新しい学校種として、学校教育法で位置づけられた学校のことで、小学校の1年生から中学校3年生までの9年間を通した教育を行っています。

義務教育学校には、施設一体型、施設隣接型、施設分離型の3種類があり、東郷学園は、施設一体型の義務教育学校となります。

現在、全国で61校ほどが開校しており、鹿児島県でも2校が開校しているところでございます。

義務教育学校には、校長が一人、教頭は二人配置され、職員、教員は小中に分かれるのではなく、一つの組織として活動してまいります。

したがって、教員に小中の区別はなく、小中両方の免許が必要となってまいります。

このことにより、小学生にも教科担任制を行うことが可能となり、専門の知識や技能を持った教員の指導を受けることができるようになります。

特に、新学習指導要領では、小学校から英語科の学習が始まりますので、中学校の英語教員を活用できるというメリットがございます。

また、小学校段階から部活動を始めたり、小中合同で行事を行ったりするなど、ほかの学校ではできない特色ある教育活動を展開することもできると思います。

このように、東郷学園義務教育学校では、同じ施設で、同じ職員で、同じ教育目標を設定して、9年間を通した教育を行うことにより、小学校と中学校の段差により生じていた中学校1年生になったときに、学校になじめないという、いわゆる

中1ギャップを解消する効果が、これまで以上に期待できます。

ほかに、児童生徒の交流や、教職員の交流が日常的にできるなど、本市が進めております小中一貫教育をさらに充実させる取り組みが可能となります。

教育委員会としましては、平成31年度の開校を目指し、カリキュラムの作成や人事配置、通学路等の設定など、開校に向けて準備を進めてまいりますので、委員の皆様のご理解と御協力のほうよろしくお願いいたします。

以上で、東郷学園義務教育学校についての説明を終わります。

○教育総務課長（小原雅彦） 資料ありませんけれども、口頭で報告させていただいてもよろしいでしょうか。

6月議会の総務文教委員会におきまして、スクールバスの安全面について、委員の皆様方から御指摘いただきました。

現状を調査いたしまして、その方策を取りました結果について、御報告させていただきます。

まず、低学年の児童の安全対策といたしまして、下校時、1年生だけがバスに乗るケースがございました。その対応として、スクールバスに乗降する場合、そういう安全面をどうにかしたいということで、2学期9月からですが、添乗員を1名つけることといたしました。これにより、走行時に児童がステップの高いバスに乗降する場合に、補助用の踏み台を置いたりして、走行中の児童の安全、そういったものについて配慮するほか、いろんな緊急事態が考えられますので、そういったものにも対応することとしたところであります。

それから、バスによりましては、乗りおりする際に、バス自体が自動で高さが下がる、そういう車高の調整装置を装着しているバスもありましたことも確認いたしました。

それから、シートベルト、これが装着していないバスがあったということにつきましては、バス事業者に装着を依頼しましたところ、全てのスクールバスについて、夏休み期間中に、シートベルトを装着していただきました。

今後も、現場の状況把握に努め、一層の安全対策に配慮するよう、努めてまいりたいと考えます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明があ

りましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（松澤 力） 済みません、1点だけお願いします。

私も一般質問で空調機、エアコンについて、質問させていただいたんですけれども、教育長の答弁でも、今後検討してくださるということで、先ほども、国の補助制度とか、そういったものを含めてということで、検討を進めていただけてありがたいと思っているんですけれども、同時に、教育長の答弁で、今後の2学期制とか、学校の制度全体も含めて、方向性とまた空調機の導入とかも含めて検討したいというふうにおっしゃっていたので、ある程度、いろんな学校の面の方向性を決めるスケジュールのめどがあれば教えていただけたらありがたいと思っているんですけれども、今後の見通しを少し教えていただけたらと思います。

○教育部長（宮里敏郎） このことにつきまして、空調機の設置と合わせまして、2学期制の導入の検討を始めていきたいということで、教育長が答弁したとおりでございます。

2学期制の分については、それぞれ、国が進めようとしてますキッズウィークの取り組み、あるいは働き方改革、先生方の業務改善というのを見据えながら、よくメリットを検討しながら、導入していこうということを今検討している段階で、これから、また学校現場、地域の方々と協議を進めながら、その導入についてのステップについても、今から検討していく段階でございます。まだ具体的にどういうふうな段階で進めていくというところまでは、今後検討させていただきたいというふう考えております。

○委員（松澤 力） ありがとうございます。ぜひ熱中症については、また来年以降も温暖化の影響もあるかと思いますので、早目の方針決定と、また今後の取り組みが進んでいただけたらありがたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

○委員（徳永武次） エアコンの話がいっぱい出てるわけですけど、4小学校が、山田、南瀬、鳥丸、藤川が廃校になっているんですけど、今まで従来、図書室であるとか、校長室であるとか、主なところにはエアコンついてたんじゃないですかね。どうなんですかね。

○学校施設整備室長（上口憲一） 従来、今、議員のおっしゃるとおり、図書室であったりとか、校長室であったりとか、ところについております。

○委員（徳永武次） 大体何年ぐらいたってるんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一） 古いものは、もう十数年たっているものもございます。新しいものについては、五、六年とかというのもまだございます。

○委員（徳永武次） 大体20年ぐらい使えるんですよね、エアコンというのは。だから、手間暇かかるかもしれないけど、せっかくですから、何年先になるかわからないというのは、小学校単位で、低学年は入れてやるとか、何か方法を考えられたらどうでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一） 済みません、閉校した学校のエアコンを使うということでしょうか。

それにつきましては、現在、ほかの学校から、やっぱり、特に、特別支援学級とか、そういうのが毎年ふえたりしております。そのときやっぱり、児童によっては、エアコンが必要な部屋も出てきますので、現在、移設を行っているところでございます。

○委員（徳永武次） せっかくですから、今言われたように、有効活用していただければと思っております。

○学校施設整備室長（上口憲一） 了解です。

○委員（橋口 芳） この小中一貫教育のことで、メリットはいっぱい書いてあるんですけど、デメリットは何かあるんですかね。

○学校教育課長（熊野賢一） メリットにつきましては、先ほどお話ししました。今のところ、私どもとして、大きな課題はないというふうに考えております。

○委員（橋口 芳） 教職員の労働が負担がふえるというようなことはないですか。

○学校教育課長（熊野賢一） まだ開校してませんので、そこはわからないところなんですけど、小学校と中学校の先生たちが一緒になって、教員の数もふえて、一緒に仕事ができるという部分で、仕事の軽減につながるのではないかなというふうに思っているところです。

○委員（坂口健太） 私も東郷学園義務教育学校

について、お尋ねいたします。

1点、先ほど議案第99号と議案第100号の議案の中でも、見たんですが、図書室であったりとか、コンピュータールームであったりとかいうのは、小中学校間で共有になるかと思うんですが、一体化することで、これまで小学生と中学生が別々に小学校と中学校で使ってきた図書室であったり、コンピュータールームがある意味で全員で共有をしないといけなくなるわけですよね。現状の東郷小と東郷中でどれくらいの図書の本の冊数とか使って、これからどれくらい、この東郷学園義務教育学校で大きくなって、これまでどおりこの図書室を利用できるかどうかというようなデータであったりというものを示していただけると助かるんですけど。

○学校施設整備室長（上口憲一） 申しわけございません。本の冊数につきましては、ちょっとまだ把握してないんですけど、考え方なんですけど、図書室につきましては、一応、一つのフロアなんですけど、これ自体が、普通教室の約4教室分ございます。普通の場合、2教室が一つの図書室なんですけど、それだけ広くとってますので、そこで、小学生と中学生が同時に読書をしたりとか、そういうのは可能になります。

それと、コンピュータ室につきましては、従来、別々という考えもあるんですけど、機械自体は、やっぱりもうそれだけ一緒のものを使うということと、あと今回、1学年2クラスですので、全体にしましても、18クラスですので、その辺は時間の設定で対応は可能と思います。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（落口久光） エアコンの話ばかりで申しわけないんですけど、もし予算編成のときに、どうしてもうまく通しにくいとか、確保できないというふうになった場合に、暫定的にでも、前も議会で一回質問があったらいいんですけど、ミストで気化熱で下げるというのをよくやられてますよ。いろんなところで。そういうのをちょっと仮設でつけて、その場をしのぐというようなのも選択肢の中に入っているのかどうかだけを教えてください。

○**学校教育課長（熊野賢一）** ミスト機については、過去、実験的にといいますか、複数校に設置した事例がございます。しかし、現状では、効果については、その部分であったり、簡易なミスト機であったりもするんですが、言えば、全体的に広めようというような総括的な検証には至っておりません。

○**委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

○**議員（落口久光）** 済みません、そのミストの使ったノズルというのは、その用途に使える推奨のやつだったのか、ただ、シャワーに毛が生えたようなやつだったのか、どうなんですか。

○**学校教育課長（熊野賢一）** 今の落口議員がおっしゃったような事例で申すれば、シャワーに毛が生えたような、要するに、ホースに小さなノズルを数カ所つけてまして、要するに、だから水道から、結局、水道の圧でその部分だけ。確かに、霧状のミストが発生いたしますので、確かにエリア的にはその部分は解消されますが、維持管理経費的な問題であったりとか、それから、どうしても、例えば渡り廊下の雨戸のようなところに、どうしても、あるいはテントのところとかにつけますので、使い勝手の面でありますとか、その局所的な分についての効果はわずかでは見られますけれども、これを全体に広めようというような総括的な検証には至っておりません。

○**教育部長（宮里敏郎）** 今、ミストの対策の分も御指摘、御提案いただいたんですけども、外とか、そういうところについては、幾らか効果があるのかなと思いますけれども、我々考えているのは、やっぱり普通教室の教室内での授業中の熱中症対策というのを一番に考えておりますので、教育委員会としては、できるだけ早い時期に、普通教室への空調機の設置のほうを優先的に検討していきたいというふうに考えております。

○**委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

△文化課の審査

○**委員長（帯田裕達）** 次は、文化課の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内

市一般会計補正予算

○**委員長（帯田裕達）** それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○**文化課長（永里博己）** 議案第109号、平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、文化課分の歳出予算について、御説明申し上げます。

まず、各会計予算書・予算に関する説明書の58ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費における補正予算額は、1万2,000円を追加するものであります。

内容につきましては、事項名歴史資料館管理費で、樋脇郷土館の嘱託員にかかる費用弁償で、通勤区分が確定したことに伴う増額補正でございます。

以上、文化課に係る第2回補正予算についての説明を終わります。

○**委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○**委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○**文化課長（永里博己）** それでは、文化課所管の第19回薩摩国分寺秋の夕べ、第8回薩摩川内はんやジュニア大会の開催及び天辰寺前古墳公園の石室一般公開について、御説明申し上げます。

総務文教委員会資料の4ページをごらんください。

まず、第19回薩摩国分寺秋の夕べについてです。

この事業は、史跡公園として整備されている薩摩国分寺跡史跡公園で、舞台発表や芸術鑑賞の機会を広く市民に提供することで、地域文化の振興を図り、さらには薩摩国分寺跡史跡公園の史跡を

身近に触れることにより文化財に対する造詣を深めることを目的に開催するものでございます。

開催日は10月6日金曜日で、時間は19時から、場所は薩摩国分寺跡公園です。

出演者につきましては、今回は、祁答院中学校吹奏楽部の皆さん、久見崎盆踊り「想夫恋」保存会の皆さん、薩摩琵琶の披露を鹿児島神社山下宮司様にお願いしてございます。

ここで1団体の追加をお願いしたいと思います。八幡きらめき太鼓の追加をお願いいたします。今回は合計4団体になります。

当日は、薩摩国分寺秋の夕べのシンボルでもあります、キャンドルアートを、市内ボランティア団体、育英・可愛の地区コミ会員、市職員など、延250人余りの御協力で5,000個のキャンドルアートを作成する予定でございます。

芸術の秋のひと時を、御堪能して見ていただきたいと思います。

次に、第8回薩摩川内はんやジュニア大会についてでございます。

この大会の目的につきましては、資料に記載してあるとおりで、毎年開催しているところでございます。

開催日は10月28日土曜日で、時間は12時から、場所は川内文化ホールでございます。

出場校につきましては、資料をごらんください。また、資料には、昨年度の順位等も記載してございます。

子どもたちが日ごろの練習の成果を一生懸命披露しますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

次に、天辰寺前古墳公園の石室一般公開についてでございます。

目的につきましては、資料に記載のとおりで、一般公開を実施しているところです。

開催日は11月3日金曜日で、時間は10時から12時まででございます。石室内部の一般公開は年に一回でございますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

以上、第19回薩摩国分寺秋の夕べ、第8回薩摩川内はんやジュニア大会の開催及び天辰寺前古墳公園の石室一般公開についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明があ

りましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時とします。

~~~~~

午前11時50分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△総務課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、総務課の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、総務課の補正予算につきまして、御説明させていただきます。

予算に関する説明書の21ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、総務課分は、事項、総務一般管理費で1,304万8,000円の増額でございます。内訳は、平成29年4月1日付、人事異動等によりまして、給料につきましては、1,692万1,000円の減額、職員手当等及び共済費につきましては、それぞれ297万2,000円、2,588万5,000円の増額の補正、臨時職員雇上料につきましては、111万2,000円の増額補正でございます。

補正の要因といたしましては、給料につきましては、再任用職員の給与について、予算編成時は再任用の人数及び配置先が未確定であったため、

総務一般管理費に措置していたものを配置先の給与費目に振りかえたもの、職員手当等につきましては、各種手当の人事異動に伴う増減の結果、共済費につきましては、財源率の改定に伴う増額でございます。臨時職員雇上料は、育児休暇、病気休暇等に伴います代替職員の雇上料の増加を見込んだものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。先ほどの橋口委員の質問に対しての答弁をお願いします。

○総務部長（田代健一）それでは、先ほど橋口委員のほうから、特殊勤務手当についての御質問がございまして、各課所管にかかわらず全て職員の手当等については、総務課のほうで統一した取り扱いをしておりますので、こちらのほうで答えさせていただきます。

2点あったかと思いますが、まず1点目の何で3年なのかということでございますけれども、この特殊勤務手当については、国に準拠した手当の制度でございまして、国のほうが異動後3年ということになっておりますので、それに準じているところでございます。なぜ3年かにつきましては、定かではないんですけれども、おおむね国の人事異動におきましては、おおむね3年以内の間の異動になっているということなのではないかというふうに考えているところでございます。

それからもとと甌のほうに住居がある職員の方については、先ほど若干答弁したんですけれども、甌在住の職員が本土のほうに異動になられまして、そして本土のほうから、また甌のほうに異動になった場合は、手当のほうで支給の対象になります。これは特殊勤務手当の支給要件が二つございまして、まず人事異動による場所の異動であるということと、人事異動に伴って、住居が移転するということがございますので、当然本土から甌のほうに戻られた方についても、本土にあった住居を移して、そして人事異動によって、甌のほうに配属になりますので、異動後3年間については、支給の対象になるということでございます。

以上のようにございますので、特殊勤務手当の支給につきましては、本土にもともと住んでいる在住の職員、それから甌在住の職員間について、その制度上の不平等は現在はないということで御

理解いただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ただいまの部長の説明を含め、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（橋口 芳）最初合併したときはどうだったんですか。出身者はそのままいたと思うんですけども、3年間は過ぎたんですか。

○総務部長（田代健一）合併当時の件につきましては、現在のこの特殊勤務手当の支給についての制度決定というのが合併協議の中でなされたということで認識しておりますので、合併後、その取り扱いになっているというふうに考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）所管事務調査につきまして、人事院勧告が出されましたので、その概要について御報告させていただきたいと思います。

総務文教委員会資料の総務部関係資料1ページをお開きください。

国の平成29年度人事院勧告が8月8日に発表されましたので、その概要について御説明させていただきます。

まず（1）でございますが、月例給につきまして、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、民間企業との格差解消のため、平均で0.2%のプラスの改定となっております。それに伴いまして、初任給につきまして1,000円の引き上げ、若年層も同程度の改定でございます。その他の階層につきましては、おおむね400円程度を基本に改定予定でございます。

（2）でございますが、初任給調整手当につきましても、医療職給料表改定状況を勘案いたしまして、医師の処遇を確保を図る観点から、1,500円の引き上げの改定でございます。

なお、初任給調整手当は、医師・歯科医師を対象とするもので、医師・歯科医師の新規確保が困難なことから設けられた手当でございます。

(3) 期末勤勉手当につきまして、勤勉手当につきまして0.1月分引き上げられ、期末・勤勉手当の6月期、12月期を合わせた合計支給月数分は、現行4.3月分から4.4月分となります。

実施時期につきましては、月例給及び初任給調整手当につきましては、平成29年4月にさかのぼって改定し、差額分を12月に支給する予定となります。

以上が今年度の勧告の概要でございますが、今後の予定といたしましては、国の給与法改定の動向等を踏まえながらも12月議会で、所要の条例改正案を提案させていただきたいと考えております。

以上で、人事院勧告の概要について説明を終わらせていただきます。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（橋口 芳）** この人事院勧告の基準になっているのは、民間の賃金を参考にしているわけですね。

**○総務課長（平原一洋）** 今回の人事院勧告につきましては、全国の企業のうちから50人以上の企業規模かつ事業所規模が50人の以上の民間事業所のうちから1万2,400事業所を対象に調査をした結果でございます。

**○委員（橋口 芳）** 今、世の中で格差社会ということが問題になっているんですけれども、やっぱり公務員のそういう基準的なことが格差をどんどんつけているような気がするんですよ。50人以上ということは、零細企業は入らんですよ。結局は、零細企業は給料を上げたくても上げられない状況なんですよ。恐らく人事院が勧告しているのは、大企業を中心に考えていると思うんですよ。それで公務員もそれに準じてしているものだから、結局は零細企業と大企業、私は、この大企業というのには、公務員も入ると思うんですよ。1,000人規模の企業というのは、余りないですからね。だから、格差をつくっているこの制度自体がおかしいと思うんですけれども、それに準じ

てやっている今のやり方というのを私は考え直さないと、国民に格差がどんどん広がっていく社会になっていくと思うんですよね。だから、公務員の方々はもうちょっと考えて、そこもレベルをどこに持っていくかということを考えてやっていただきたいと思うんですけれども、どんなものでしょうか。

**○総務部長（田代健一）** ただいまの御質問についてちょっと確認させていただきたいんですが、公務員につきましては、労働基本権の制約として人事院勧告というものをもとにして給与のほうを決定しているんですが、その人事院勧告に基づく給与の決定について見直せという御質問ということでよろしいでしょうか。

**○委員（橋口 芳）** いいです。

**○総務課長（平原一洋）** 人事院勧告につきましては、先ほど部長がお答えしたように労働基本権の制約に伴って、人事院が適正な公務員の給与を勧告する制度でございまして、要は地方公務員法におけます情勢適応の原則というのがございますので、民間準拠というのが大きな原則となっております。この民間準拠の考え方につきましては、平成18年度以前につきましては、事業規模が100人以上ということで、おおむね大企業ではないですが、そのような企業を対象にしておりますけれども、やはりそのような公務員の給与が若干そういうふうになくなっていくんじゃないかという批判も受けまして、平成18年度に事業規模を50人以上の企業、事業所というふうにしたことと、それから地域につきましても、それぞれの地域から事業所を抽出いたしまして、地域間のバランスも図ったような人事院勧告の制度に今のところとなっておりますので、橋口委員がおっしゃるように、大企業を中心としたそういう給与の比較ではないということは御理解いただきたいと思います。

**○委員（橋口 芳）** やはり私、公務員の給与体系というのが、大企業にのった給与体系だと思うんですよ。零細企業に合わせてすれば、格段に下がるはずなんですよ。特に薩摩川内市の市民の平均所得というのは200万円から300万円を行き来しているんですよ。ということは、今の公務員の方々は、恐らくそれ以上の額で平均の賃金が出ていると思うんですよ。ということは、

私は薩摩川内市民を基準に考えたこの給与体系を考えたほうがいいと思うんですよ。そうすることで、薩摩川内市民の賃金が上がれば、役所の職員の賃金も上がると、下がれば下がるというのが、市民も納得する賃金体系だと思うんですよ。その人事院勧告が、私は、これは権力の横暴だと思うんですよ。労働基本権はないと言うけど、自治労とかそういうのはあるわけでしょ、そういうのはないわけだから、零細企業というのは。それ自体がまず違うわけですよ。その上に人事院勧告、国が決めた方針でやるから、それが正しいと思っていること自体も僕は間違っていると思う。本当であれば、ここに住んでいる人たちの生活レベルと基準に考えて、公務員の給与も考えていくというのが、私は正当な理論だと思います。そこはどう思いますか。

**○総務課長（平原一洋）** おっしゃることも一理はあると思いますけれども、こういう給与の変更をする場合ににつきましては、15万人以上につきましては、人事院委員会というところがございまして、そちらのほう例えば県内では、鹿児島県が人事委員会というところがございしますが、そこが県内の民間の企業の給与状況等を勘案しながら勧告する制度でございしますが、一般の例えば薩摩川内市などではそういう人事委員会とかございしません。ですので、なかなか我々の市の程度の体制であれば、そこまでの体制とか、コストの面からも現実的ではないということ等もございしますので、国のこの人事院勧告というのは、先ほど説明したとおりに、地方のこういう給与状況も反映していると、そのようなスタンスでありますので、民間準拠という考え方で、こういう人事院勧告のほうに準拠していきたいというふうに考えております。

**○総務部長（田代健一）** 補足いたしますけれども、橋口委員のほうから薩摩川内市の市民の1人当たりの所得が200万円から300万円とおっしゃいました。これ、今御指摘をいただきましたとおり、鹿児島県の市町村民所得というのが、市町村民の所得推計というので示されておまして、それが大体250万円程度になっております。ただ、これにつきましては、計算の方法が人口1人当たりの所得の数字ということで、市町村全体の所得の合計を総人口で単純に割ったものになって

おりますので、子どもとか年金生活の方まで含めての非労働者の方も含めて、非就労者の方も含めての1人当たりの金額ということになっておりますので、公務員の平均給与というところでいった場合には、当然その世帯の子や両親を扶養している場合は、その数字も含めた上での給与水準になっているということで補足をさせていただきたいと思います。

**○委員（上野一誠）** さっきの予算と若干関連するんですが、一応定員適正化は行革にかかわるので、再任用については、所管に当たるという捉え方で、再任用の職員のほうは、それでいいのかな。そうすると、これからやっぱり再任用の取り扱いとか、嘱託の取り扱いというのは、やっぱり職員全体の適正化の中で、どう位置づけるかというのが多分現段階では結論がなかなかまだ難しい部分があると思うので、そこは十分今後のその定員適正化等含めて、いろんな職場環境等含めると大きな課題かなというふうに認識していますから、そこは十分いろんな検討をお願いしたいと思います。

その中で1点、職員のメンタルヘルスというんですか、一応長期休業とか、そういう精神面に対する今職員が休んでいる人数というのは、何人ぐらいいるんですか。

**○総務課長（平原一洋）** 職員のメンタルでございしますが、現在8名が休んでおります。うち3名が休職ということになっております。8人のうち6名がメンタルということで休んでいる状況でございします。

**○委員（上野一誠）** やっぱりこのメンタル面、非常に難しい部分であって、本当に再起不能な状態の人がいるのかいないのかわからんけれども、やっぱりそれを一つの職場で、一職員としてみなしているわけなので、その部分が欠席したことによって、いろんな作業に影響があるということも事実だと思うので、私は支所再編なんかも言ったのは、やっぱり今後は、定数に仮にやっていかないのであれば、私の言う支所再編は、できるだけその再任用の活用ということも十分考えていけば、それなりの機能が保てるんじゃないかという思いがあるんですよ。だからそういう意味で改革というのをやっていけばいいのかな。だから地域住民サービスを低下させないという意味では、や

っぱり機能のさせ方、人の人的配置は職員だけという形になっていくと無理がある。県に仮に支所から5名引き上げたって、その技術職が全てそこに本庁に集約されるかという、そういうことには当たらないと思うんですよ。全部いろんなところに分配する可能性があるのですね。真剣にやっぱり考えていくと、おのずとしてどういう機能を持たせて職員配置をやればいいのか、合わせてやっぱりこの再任用をどう使うか、あるいは嘱託をどう使うのかというのは、やっぱり大きな課題と僕も自身の認識をしているのであという質問もしたんだけど、それを鋭意ひとつ努力をしてもらいたいと思います。

**○総務部長（田代健一）** 再任用職員につきましては、御承知のとおり、雇用と年金の接続の関係で雇用者のほうに雇用する義務のほうが発生しておりますので、今後増大していくことが当然想定されております。そういった中で定数の問題も含めまして、特に支所等におきましては、職員数が減っていく中でさまざまな住民の皆様からの御相談とか、それから行政サービスへの対応というのを出てくるのを鑑みますと、なかなか経験年数の浅い職員では、そういった幅広い住民ニーズに対応するというのは、難しい部分が出てくる中で、その再任用職員のこれまでの幅広い行政経験というのが生かせる場面というのも多く出てくるのではないかというふうに考えております。その辺も勘案しながら、定数調整等についての職員配置については、行政改革推進課と調整してまいりたいというふうに考えております。

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、総務課を終わります。

---

#### △秘書室の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、秘書室の審査に入ります。

---

#### △議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

**○委員長（帯田裕達）** それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○秘書室長（鬼塚雅之）** 秘書室でございます。秘書室に係る補正予算につきまして、説明をいたします。

予算に関する説明書第2回補正の21ページをお開きください。

2款1項2目、事項、秘書管理費の1,000円の増額につきましては、嘱託職員の通勤経路が確定したことに伴い、費用弁償に不足額が生じる見込みであることから増額補正するものであります。

以上で、秘書室に係る予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

**○秘書室長（鬼塚雅之）** 特にございません。

**○委員長（帯田裕達）** これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。

---

#### △文書法制室の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、文書法制室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○文書法制室長（川畑 央） 特にございません。

○委員長（帯田裕達） これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

---

△財政課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、財政課の審査に入ります。

---

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達） それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司） それでは、財政課関係の補正予算につきまして、歳出から説明いたしますので、第2回補正予算書の21ページでございます。

2款1項5目財産管理費であります。説明欄をごらんいただきたいと存じます。

事項、財産一般管理費において、今後の財源対策のため、前年度純繰越金確定に伴う法定積み立てに係る財政調整基金積み立てを実施するものであります。なお、当初予算では、繰越金の4分の1相当額を積立金として計上しておりましたが、今回の補正において2分の1相当額の積み立てを実施することいたしました。

次に、62ページでございます。

12款1項公債費、1目元金であります。説明欄をごらんいただきたいと存じます。歳出予算での補正はございませんが、今回の補正で、住宅管理に係る一般職員給与等の増額調整を行ったことから、公債費に充当いたします住宅使用料の額に変動が生じたため、財源調整となったものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

10ページでございます。

10款地方特例交付金及び11ページ、11款地方交付税のうち、普通交付税において、本年度交付額確定により増額しております。

次に、17ページでございます。

20款繰越金は、前年度純繰越金確定額を今回補正の財源として全額増額しております。

次に、19ページであります。

22款市債は、国庫補助金の内示等に伴い、道路整備事業債を減額し、都市計画事業債及び公園整備事業債を増額するほか、臨時財政対策債において、本年度の起債可能額の確定に伴い、借入額を減額するものであります。

次に、地方債補正について御説明いたします。

7ページでございます。

第3表、地方債補正をごらんください。今回の補正では、道路整備事業を減額し、都市計画事業及び公園整備事業を増額するほか、臨時財政対策債を減額するものであります。

以上で、財政課所管の補正予算の概要説明を終わります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○財政課長（今井功司） 特にございません。

○委員長（帯田裕達） これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

---

△財産活用推進課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

---

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）財産活用推進課でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算について、御説明いたします。予算に関する説明書の21ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費のうち、財産活用推進課分は、財産一般管理費の費用弁償2,000円です。

行政事務嘱託員1名及び施設点検業務嘱託員2名の通勤手当相当分の費用弁償について、通勤経路の確定に伴う増額分でございます。

同じく車両管理費の費用弁償1,000円で、車両管理業務嘱託員1名の通勤経路の確定に伴う増額補正分でございます。

22ページをお願いいたします。

2款1項11目庁舎管理費の費用弁償1万2,000円で、機械室補助業務嘱託員1名の通勤経路の確定に伴う増額補正分です。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算に関する説明書14ページをお開きください。

17款2項1目不動産売り払い収入は、土地売却収入1億3,580万7,000円です。詳細につきましては、恐れ入りますが、総務部関係の総務文教委員会資料2ページをお願いいたします。

旧水産物地方卸売市場の売却による収入で、土地は、宅地1,496.48平米、建物は木造セメント瓦ぶき平家建ての164.37平米です。本年5月23日に入札を実施しました。入札参加者は9者、落札者は枕崎市の薩摩酒造株式会社で、売却希望価格5,935万5,760円に対し、1億3,580万7,000円で落札をいたしました。

コンビニエンス事業を行う予定で、現在内装工事に入っている状況でございます。

次に、予算に関する説明書16ページをお願い

いたします。

19款1項60目市有施設保全基金繰入金4,950万円を減額するもので、橋梁維持費につきまして事業費の減額に伴い、基金繰入金も減額するものでございます。

以上で、財産活用推進課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○財産活用推進課長（橋口 堅）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。

---

△税務課・収納課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）補正予算について、説明をいたします。

予算に関する説明書は、24ページでございます。

2款2項1目税務総務費で、補正額の1,233万2,000円の減額は、4月の人事異動等に伴う職員給与費の補正で、税務課、収納課、8支所の税務担当職員について、給料、職員手当等、及び共済費を補正するものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○税務課長（道場益男）特にございません。

○収納課長（有村辰也）収納課もございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

---

#### △契約検査課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、契約検査課の審査に入ります。

---

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○契約検査課長（南 忠幸）平成29年度第

2回補正、9月補正予算の契約検査課分について説明をいたします。

予算に関する説明書の23ページをお開きください。

2款1項14目契約管理費で、補正予算額は25万3,000円でございます。

現在、本庁及び支所でパソコンを使って設計や製図を行っておりますソフトウェアを建設CADと言いますが、この建設CADの起動に係る「鍵」の役割を果たしておりますUSBプロテクトが、本年6月に全面廃止となりました。この建設CADの運用につきましては、各ユーザーのパソコンにUSBプロテクトを接続してソフトウェアを使用しておりますが、この古いUSBプロテクトのままでは、今後のソフトウェアのバージョンアップに対応できなくなることから、これにかわるプロテクトに更新するための業務委託に係る経費でございます。

なお、この業務委託に係ります必要経費は59万4,000円でございますけれども、委託料の執行残見込額が34万1,000円でございますことから、差し引きしました25万3,000円を補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○契約検査課長（南 忠幸）所管事務につきまして、総務文教委員会資料に基づき、8月16日開札分までの建設工事等の入札状況について、説明いたします。

総務文教委員会資料の3ページをお開きください。

初めに、1番目の建設工事の状況ですけれども、(1)が年度ごとの入札状況で、入札執行件数と平均落札率でございます。今年度は、一番下になりますけれども、8月16日までに、一般競争入札及び指名競争入札、合わせまして75件を執行しまして、平均落札率は91.94%となっております。

現在までの執行件数につきましては、昨年度同時期と比較しますと、若干減少している状況でございます。

次に(2)は、一般競争入札72件の工種ごとの開札状況です。

件数欄の中の破線の部分、工事品質評価型(成績条件付)につきましては、過去に受注された本市の建設工事の成績評定の平均点を入札参加条件とするもので、41件で56.9%となっております。6工種に条件を付してありまして、過去の期間については、発注件数等を考慮しまして、工種により4年間または6年間としているところでございます。

右から4番目の欄は、入札書比較価格の90%未満の額で応札があったときに、積算内容等を調査し、落札者を決定するための施工体制調査の件数ですけれども、39件で54.2%となっております。

右から3番目の欄は、最低制限価格により失格の件数ですけれども、現在までございません。

右から2番目の欄は、不調の件数で2件ありますが、1件は施工体制調査により失格となり、1件は受注制限により無効となり、不調となったものです。このうち、1件は、後日、再度公告を行い、落札しました。もう1件は、後日、再度公告を行いましたが、入札参加者がおらず中止となりまして、最終的には随意契約を行っております。

一番右端の欄は、同額での応札による、くじでの落札件数ですけれども、29件、40.3%で、発生率は前年度実績と比較しますと、現時点では、若干減少しているところでございます。

次に、4ページをお開きください。

(3)は、一般競争入札72件における予定価格の金額区分別の発注件数の状況です。1,000万円未満の工事が46件で全体の約64%、1,000万円以上2,000万円未満の工事が17件で約24%、2,000万円以上の工

事が9件で約12%となっております。

下の表、2は、コンサル業務委託の状況で、全て指名競争入札で実施しておりまして、業務区分ごとの平均落札率、発注件数等です。

総発注件数が52件で、平均落札率が90.20%となっております。現在までの発注件数につきましては、昨年度同時期と比較しますと、若干増加している状況でございます。

再入札につきましては、7件ございましたが、そのうち2件が予定価格に達せず不調となっております。これにつきましては、2件とも、その後、随意契約を行っております。

次に、5ページをごらんください。

上の表、3が一般競争入札の月別発注及び落札等の状況でございます。上のほうの折れ線が平均落札率、棒グラフが発注件数、下のほうの折れ線が入札参加率です。平均落札率が一番低いのは、6月の91.07%で、入札参加率もやや高くなっており、平均落札率が一番高いのは、7月の93.49%で、入札参加率もやや低くなっている状況でございます。

下の表、4は、工種別の平均落札率の状況です。

2本の棒グラフの右が平成29年度、左が平成28年度でございます。下に、平成28年度実績との比較がありますが、現時点では、管工事、水道施設、とび・土工は昨年度を下回っていますけれども、その他につきましては、昨年度を上回っているところです。

次に、6ページをお開きください。

上の表、5は、工事成績評定点の状況でございます。上のほうの折れ線の三角が最高点、ひし形が平均点、四角が最低点で、下のほうの棒グラフは成績評定を行った工事の件数です。

今年度のこれまでの評定につきましては、最高点が83.9点で、最低点は70.2点となっております。

その下の表は平均点の推移ですけれども、一番右の欄が各年度の平均点ですけれども、今後、件数が出てこないと全体の傾向はわかりませんが、これまでを見ますと、現時点では昨年度を上回らして、年度の平均としましては、これまでで最も高い点数となっている状況でございます。

下の表、6は、総合評価落札方式の実施状況でございます。

予定価格3,000万円以上の工事を対象としておりまして、今年度はこれまで10件を実施しまして、平均落札率は98.0%となっております。

現在までの実施件数につきましては、昨年度同時期と比較しますと、若干増加している状況でございます。

右から3番目と2番目に、簡易型と特別簡易型とございますが、簡易型は設計額が1億5,000万円以上が対象で、特別簡易型は設計額が3,000万円以上を対象としています。

一番右に逆転件数とありますが、総合評価方式は、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価し、評価値として算出した数値が最も高い者を落札者とする方式ですけれども、逆転は入札価格が最も低い者以外の者が落札者となった件数で、1件ございました。

次に、7ページをごらんください。

続きまして、優良建設工事施工企業等表彰について、説明いたします。

これは、本市が発注しました建設工事のうち、他の模範となる優良な建設工事に対し、施工をした企業並びに技術者を表彰し、社会的評価の向上を図り、本市における建設工事の適正な施工の確保並びに技術の向上に資することを目的としております。

表彰区分、基準につきましては、最優良建設工事施工企業として、工事成績評定点が最高点の工事を施工し、かつ同企業の当該年度の評定点の平均点が全工事の平均点以上である企業を優秀技術者として、評定点が84点以上の工事に携った監理技術者または主任技術者を優良建設工事施工企業として、各部門で評定点が84点以上であった企業をそれぞれ表彰するものであります。

選考の対象となる平成28年度に竣工した281件の工事の中から、表彰の対象となります評定点84点以上の工事が8件ございました。

なお、84点以上の工事が複数あった企業及び技術者もあり、また、対象年度内に70点未満の評定点がある企業は表彰対象としない規定もありますことから、実質的には、最優良建設工事施工企業1社、優秀技術者7人、優良建設工事施工企業5社を7月21日に表彰いたしました。企業名、技術者名、成績評定点、工事名等は記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

ます。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）** 平均落札率が工種別を見ると、建築一式が98.29%と非常に高いわけですが、その高いというのは、今やられているのは、最初に予定価格が公表されて、そして入札されるわけですね。その際には、余り高過ぎるということになると、予定価格のところのぎりぎりのところで、皆さん入札されるという傾向が強いということになると思うんですが、建築一式がこんなに高いというのは、何か理由があるんでしょうか。

**○契約検査課長（南 忠幸）** 工種によって落札率に差があるということなんですけれども、土木一式工事とか、舗装工事等の土木系の工事につきましては、落札率が88%前後で低い傾向にありまして、建築一式工事、それと電気工事等の建築系の工事につきましては、落札率が97%から98%前後で高い傾向にございます。建築系の工事につきましては、施工体制調査に係る審査基準額が土木系の工事と比べると、もともとが高いということがあるものですから、そのような状況になっているということでございます。

**○議員（井上勝博）** この東郷学園の工事の落札率が99%というのがあったということで、私、ちゃんと確かめていないんですけれども、しかし、これというのは、競争がほとんどないという、要するに一番低かった入札が99%ということであれば、もうほとんど競争しているのかなという感じがするわけですが、考えられないですね、99%というのは。予定価格より99%のところが落札したということは、その下がいなかったということです。その辺が非常にみんな不思議に思っているところがあって、それでちょっと聞いてみたんですけれども、特に原因としては、原因というか、そういうことがあり得るということの納得のいく説明というのができないんですか。

○総務部長（田代健一）具体的にその金額について高い方向になる、低い方向になるについて、どうしてですかというような調査というのを行っていないので、推測でしかお話ができない状況ですけれども、建築だけでなく、土木もそうなんですけれども、入札の場合については、それぞれの業者さんが抱えている、今受注中の工事とか、それからそれに対して入札をして、落札をして仕事のほうに入ろうという部分での入札に対する受注の意欲という部分が大きく影響してくるんだと思うんですけれども、全体的に建築、土木につきましては、人材不足という点もございますので、各業者さんにおいて、受注できる部分というのについても以前公共事業がたくさんあって、従業員さんもたくさんいらしかった、ある程度それぞれの業者さんに余力があられたところに比べれば、その点は少なくなっているのではないかと思います。

したがって、建築、土木にかかわらず、それぞれの業者さんについても、利益分も考慮した上で仕事を選んで、入札のほうに臨まれている結果がこうになっているのではないかと、あくまでも推測ではございますが、分析しているところでございます。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。  
以上で、契約検査課を終わります。

---

#### △防災安全課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、防災安全課の審査に入ります。

---

#### △議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一）それでは、平成29年度第2回補正予算に係ります防災安全課所管の補正予算について御説明させていただきますので、お手元の予算に関する説明書、第2回補正の53ページをお開きください。

資料53ページの3段目でございますが、9款1項6目災害対策費につきまして、3,168万8,000円の増額をお願いするものであります。

内訳といたしましては、説明のところに書いてありますとおり、まず、防災行政無線通信施設管理費のうち、費用弁償が1,000円、それから総合防災センター施設整備事業費のうち、工事請負費1,768万7,000円、備品購入費1,400万円でございます。

総合防災センターの工事請負費につきましては、工事着手後に工事内容（数量等）に変更が生じたためをお願いするものです。また、備品購入につきましては、総合防災センター整備に係る初年度備品の購入費用について補正予算をお願いするものでございます。

なお、このタイミングでの要求となりましたものにつきましては、建築工事を進めていく中におきまして、建物の中、レイアウトといいますか、並びがいろいろ調整が想定されたものですから、工事着工後のある程度内容が落ちついた段階での最終確定などを考慮いたしまして、今回の補正予算で上程させていただくこととしたものでございます。

以上で、平成29年度第2回補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）総合防災センターでいつも気になっているのは、一応建てた。しかし、防災センターという性格上、ほかのものとの兼用はできないというか、例えば会議室にするとか、そういう使い方というふうにするのか、それとももう専門的に防災センターだから、ほかのもの等の用途は一切使わないということになっているのか、そこら辺のちょっと考え方というのは、どうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○防災安全課長（寺田和一）昨年の12月議会にて契約議案を出させていただき、資料として提出をさせていただきましたが、1階につきましては、一部入退管理室として、またエレベーターホールとして部屋がございます。そして2階は、非常用発電機室並びに備蓄倉庫、3・4階につきましては、4階はまさしく災害対策本部会議室、

3階は職員の控室等々でございました。5階、6階につきましては、平時には会議室として使用し、災害が発生し、避難をしなければならない状況があった場合においては、避難所として利用するという事で御説明させていただいております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。  
ここで本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○防災安全課長（寺田和一）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（松澤 力）1点だけ済みません。6月議会でも、ちょっと取り上げさせていただいたんですけれども、今回の議会でも、一部あったんですけど、北朝鮮の徒刑の国からの武力攻撃があるというので、ちょっと非常に6月のときよりも緊迫感が増しているんじゃないかと思っているんですけれども、6月議会のときも、避難訓練の実施ということで出させていただいて、鹿児島県でも方針が出されて、検討を今後していくということであったんですけれども、他の自治体でもJアラートとか、いざやってみたらなかなかふぐあいがあったとか、住民の方も混乱したとかいろいろ出ているところもあると伺っているのも、もちろん攻撃がないことが一番いいんですけれども、万が一に備えて、本市でも早目に何かしら訓練であったり、またJアラートのテストであったりとか、何かしら対応を早目にしたほうがいいんじゃないかと思っているんですけれども、そのあたりの今後の見通しを教えてくださいたいと思います。

○防災安全課長（寺田和一）ありがとうございます。

まず訓練ということですが、私どもも9月の一般質問でもいただきましたので、鹿児島県にも問い合わせしておりますが、鹿児島県として、今訓練をどの時期に、どこで行うかというのを調整をしているということで、まだ具体的には決まっていないという回答は得ております。

それから先日も北海道のほうに飛びましたけれども、その際は6時2分に該当地域は発報しているようです。ちなみ私、その日はもう6時20分には登庁して、地域は違いましたが、市民の方からのお問い合わせ等に対応はしたところです。

それからJアラートの発報につきましては、幸か不幸か、先日地震がございまして、あつてはならない地震なんですけれども、その際に、Jアラートのほうが発報をしております。確実に、直近でいえば、その時点で発報するという事実はしっかりと確認をとっておりますし、また不定期ではございますが、消防庁から最終的、屋外の拡声局、また個別受信機は発報するところまではいかないんですけれども、手前どもの市まで情報が来るという訓練を実施をしているところでございます。

○委員（松澤 力）いろいろ備えについては、していただいているということなので、引き続きまた万全な対応をしていただくようにぜひよろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

---

#### △原子力安全対策室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第109号 平成29年度薩摩川内

市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会事務局でございます。

第2回補正予算について、歳出について、説明いたします。

予算に関する説明書は26ページでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費でございます。これにつきましては、4月の人事異動や共済費の財源率及び標準報酬額の変動等に伴う補正額を計上したものでございまして、説明欄の一番右のほうですけれども、選挙管理委員会費の給料、職員手当等、共済費で、307万円の減額補正であります。

以上で、今回の補正についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般に

ついて、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

---

△会計課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○会計課長（脇園和文）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

---

△監査事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、監査事務局の審査に入ります。

---

△議案第109号 平成29年度薩摩川内

市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（火野坂博行）監査事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書の28ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費において、職員給与費を157万1,000円増額し

ておりますが、これは4月1日付の人事異動並びに共済費の短期負担率の増等によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○監査事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳）監査請求は年間何回ぐらいありますか。

○監査事務局長（火野坂博行）平成22年度に1回、平成24年度に1回、昨年度平成28年度に1回ございました。

○委員（橋口 芳）ちなみに内容は。

○監査事務局長（火野坂博行）内容は、やはり財務会計に関するものでございまして、まず昨年度でございすけれども、一応処分場の関係で質問がございまして、まず一部開示をしていたんですけれども、それを全部開示しろというのと、それと新しい県の処分場ですけれども、そこに持ち込むこと自体は、おかしいんじゃないかといひますか、そういうものでございました。したがって、我々としては、その住民監査請求に係る要件を具備していなかったということで一応却下したところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局を終わります。

△公平委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、公平委員会事務局を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、議事調査課の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第109号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）議事調査課でございます。

補正予算について、御説明いたしますので、予算に関する説明書の20ページをお開きください。

1款1項1目議会費で、補正額205万1,000円の増額につきましては、人事異動等に伴います、職員給与費等の調整でございます。

以上でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が終了しましたので、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○議事調査課長（砂岳隆一）特にございませぬ。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳）薩摩川内市の議会の議員の報酬は、鹿児島県全体を見ると何番目ぐらいなんですか。

○議事調査課長（砂岳隆一）県内で3番目になっております。

○委員（橋口 芳）日当制になっているところはありますか。

○議事調査課長（砂岳隆一）他市町村で日当制になっているところはないと思われます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

---

#### △委員会報告書の取り扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時12分休憩

~~~~~

午後2時17分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）ここで本会議に戻します。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（帯田裕達）それでは、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

閉会中の10月18日から20日にかけて、行政視察を実施したいと思いますが、実施に当たっては調整が必要な部分もありますので、委員派遣の手続は正・副委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 帯田 裕 達